

令和5年度秋田県主要林産物等放射性物質検査方針

令和5年4月12日
秋田県農林水産部
農業経済課

1 令和5年3月30日に公表された原子力災害対策本部による「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（以下、「新ガイドライン」という。）について

- 平成29年3月24日に公表された「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」では、特に、対象自治体の除外に係る指標として、「栽培・飼養管理が可能な品目群（野菜、果樹等）」については、直近3年間の検査が全て基準値の1/2(50Bq/kg)以下であれば対象自治体から除外する」との指標が新たに設定されている。

（「50Bq/kg」は厚生労働省の「食品中の放射性セシウムスクリーニング法」に定められたスクリーニングレベル(基準値の1/2)）

- これにより、本県は平成29年度から「栽培・飼養管理が可能な品目群（野菜、果樹等）」の検査対象自治体から除外されたが、「栽培/飼養管理が困難な品目群等（原木きのこ類含む）」は、引き続き検査対象自治体とされている。

＜指標の適用による検査対象都県＞ ※新ガイドラインP11関係

別表(1)栽培/飼養管理が困難な品目群等（原木きのこ類含む）

… これまでどおり、本県を含む17都県が検査対象

別表(2)栽培/飼養管理が可能な品目群

… 本県は検査対象外

2 令和5年度の本県における検査計画について

(1) 栽培/飼養管理が困難な品目群等（原木きのこ類含む）

- 野生のきのこ類や山菜類等の「栽培/飼養管理が困難な品目」及び原木きのこ類については、新ガイドラインに基づき、別紙「令和5年度主要林産物等安全性確認調査事業計画」のとおり、検査対象品目に「こうたけ」を追加し検査を実施する。

(2) 栽培/飼養管理が可能な品目群

- 本県において、野菜等の「栽培/飼養管理が可能な品目」については、これまで大部分の品目で放射性物質が不検出もしくは検出されても基準値を大きく下回っていることから、安全性は確保されていると判断した。
- このため、当該品目の検査を継続する合理的理由は極めて希薄であることから、「栽培/飼養管理が可能な品目」の「自主検査」については、「牛肉」及び「生乳」を除き平成28年度をもって終了した。
- 「牛肉」及び「生乳」については、これまでの検査（牛肉：全頭検査）において、基準を超える放射性物質は検出されていないことから、令和元年度をもって終了した。